

# 延岡商工会議所議員選挙・選任規約

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本規約は、本商工会議所の定款第 3 4 条第 3 項の規定に基づき議員選挙及び選任に関し必要な事項を定める。

(告 示)

第 2 条 議員の選挙及び選任に関する告示は、本商工会議所の掲示場に掲示する。

## 第 2 章 1 号議員の選挙

### 第 1 節 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第 3 条 会員及び会員以外の特定商工業者は、すべて 1 号議員の選挙権を有する。

2 会員にして選挙人名簿確定日までに定款第 1 7 条の定める会費の滞納が 6 ヶ月に及ぶもの、その他会員たる義務を怠った会員は議員の選挙権を有しない。

3 前項の規定は、特定商工業者について準用する。

(被選挙権)

第 4 条 選挙権を有する会員で選挙の期日において年令満 2 5 年以上の者は、1 号議員の被選挙権を有する。但し、本規約第 7 条に定める選挙委員、前条第 2 項にいう会員及び会員以外の特定商工業者は被選挙権を有しない。

### 第 2 節 選挙の施行

(通常選挙)

第 5 条 通常選挙（以下単に選挙という）は、議員の任期終了前 2 0 日以内に行う。

2 選挙の期日、場所及び選挙する 1 号議員の数は、選挙期日の 1 0 日前までに告示する。

3 天災事変、その他の事由により選挙ができない場合は、選挙の期日を変更の上直ちにその旨を告示する。

(補欠選挙)

- 第6条 1号議員の定数に欠員が生じたときには、補欠選挙を行わなければならない。
- 2 前項の補欠選挙は欠員の数が定数の5分の1未満の場合には、議員総会の決議により行わないことができる。
  - 3 欠員の数が定数の5分の1を越えても過半数を超えない限り、その残された任期が6ヶ月以下の場合には補欠選挙は行わない。
  - 4 前条第2項、第3項の規定は補欠選挙に準用する。

(選挙委員会)

- 第7条 選挙の施行は定款並びに本規約の定めに従い、選挙委員会（以下、委員会）が行う。
- 2 選挙委員（以下、委員）は7名とし、うち1名は事務局長をあてる。
  - 3 委員は選挙権を有する者の中より会頭が選挙名簿調整期日前までに常議員会に諮り、之を委嘱する。
  - 4 委員の任期は3ヶ年とし、委員の互選により選挙委員長（以下、委員長）を選任する。
  - 5 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(選挙事務従事者)

- 第8条 選挙事務に従事する者は本商工会議所事務局職員中、又はその他より会頭が之を嘱託する。

### 第3節 選挙人名簿

(選挙人名簿の調整・縦覧)

- 第9条 選挙人名簿（以下単に人名簿という）は、選挙施行期日前15日現在の会員名簿によって本商工会議所において選挙資格の調査及び調整をする。人名簿を調整終了ときは、直ちにこれを委員会に提出し之を会員の縦覧に供さなければならない。
- 2 委員会は名簿縦覧の場所、期日を決定し之を告示する。

(選挙人名簿の記載要件)

- 第10条 人名簿には選挙人の住所又は営業の場所、主たる営業の種別、名称等を記載しなければならない。

(縦覧期間)

- 第11条 人名簿の縦覧は休日を除く7日以上の日を定めて、選挙期日前3日まで之をなす。人名簿は次の選挙まで本商工会議所事務局にて之を保存する。

(正誤・追加)

- 第12条 人名簿の登載の脱漏、又は誤記があると認められたときは委員会はこれを正誤する。人名簿縦覧中であっても新に選挙人の資格を有するものを生じたときは、追加登載することができる。

(選挙権の行使)

- 第13条 人名簿に登載されないものは、選挙権を行使することができない。
- 2 天災事変によって人名簿の調整ができなかったり、あるいは人名簿の亡喪失等の場合においては本商工会議所会員名簿等により委員会の議を経て、臨機の方法によって人名簿に代えることができる。

(選挙人名簿の確定)

- 第14条 人名簿は第11条の規定による縦覧期間満了をもって確定する。

## 第4節 候補者

(立候補の届出)

- 第15条 選挙に際しその候補者になろうとする者は、選挙の期日の告示のあった日から選挙の期日前3日までに文書により委員会に届出なければならない。
- 2 人名簿に登載された者が他人を議員の候補者になさんとするときは、本人の承諾を得て前項の期間内に文書により立候補推薦届をすることができる。
- 3 前2項の届出をするときには、選挙負担金3万円を納入しなければならない。
- 4 委員長は、届出のあった候補者に対して人名簿を交付しなければならない。

(法人の候補者)

- 第16条 法人の候補者は、その法人の業務を執行する社員、又は取締役若しくは理事長より之を選定して文書により届出をしなければならない。
- 2 前項の届出には、その法人の之を証する書面を添付しなければならない。

(立候補者の告示)

- 第17条 委員会は候補者の届出あったときは、その住所、又は営業の場所、氏名、年令を告示しなければならない。

(立候補の辞退)

- 第18条 候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙期日の3日前(午後4時)までに文書によりその旨を委員会に届出なければならない。

## 第5節 投票

(選挙区)

- 第19条 選挙区は、本商工会議所の地区一円とする。

(選挙投票場)

第20条 選挙投票場（以下単に投票場という）は、本商工会議所に設ける。  
選挙投票は午前9時に開始し午後4時に終了する。投票場は委員会が管理する。

(投票用紙)

第21条 投票用紙は所定のものを用いて、選挙当日投票場において選挙権を有する者に人名簿と照合して之を本人に渡す。

(投票の方法)

第22条 選挙人は、投票場において投票用紙に自ら候補者1人の氏名を記載して投票箱に入れなければならない。  
2 第16条による法人の候補者については、選挙人がその法人の名称を記載した場合でも前項の氏名と見做すことができる。

(投票立会人)

第23条 投票立会人は、候補者が選挙有権者の中から本人の承諾を得て選挙期日3日前までに委員会に届出できる。  
2 前項投票立会人の届出が5人を超える場合は、委員長はくじ引きにより5人を決定し之を定める。  
3 第1項の届出が5人を超えないときは、その者を投票立会人に定める。

(投票立会人の職務・資格喪失)

第24条 投票立会人は、当日投票に立会わなければならない。  
2 投票立会人は、その候補者が候補を辞退、又はその資格を失った時は投票立会人の資格を失う。

(投票場への出入)

第25条 投票場には選挙人、委員、投票立会人、選挙事務に従事するもの、及び取締官吏、若しくは監視官の外入場することはできない。但し、委員長の承諾を得たものはこの限りでない。  
2 前項入場する事の出来ない者、又は投票を妨げんとする行為の者あると認められるときは、委員長はその者に対し入場を拒否し又は場外に退出せしめることができる。

(不在投票)

第26条 選挙人において選挙の当日要務により投票の出来ない者は、これを証する書面を委員長に提出し委員会の承認を得て不在投票を行うことができる。  
2 前項の投票は所定の投票用紙に本規約に従い記入し、状袋に入れて之を封じ委員長宛に提出するものとする。  
3 不在投票は、選挙期日前3日以後でなければ投票することができない。  
4 前項の投票があったときは、委員会において之を保管し投票立会人に状袋のまま提示し、投票箱に入れるものとする。

(代理投票)

- 第27条 選挙人は、定款第13条第3項の規定により代理人をもって代理投票することができる。  
2 前項の代理人は、その資格を証する書類を委員長に提出しなければならない。

(投票日の変更)

- 第28条 天災その他避ける事の出来ない事故によって投票を行う事が出来ないときは、委員会は更に期日を定めて投票を行わせねばならない。  
2 前項の期日は、委員会において少なくとも5日前に之を告示しなければならない。

## 第6節 開 票

(開票場)

- 第29条 選挙の開票場は、本商工会議所内に設ける。選挙開票場は委員会が之を管理する。

(開票場への出入)

- 第30条 開票場の出入については第25条の規定を準用する。

(開票の日時)

- 第31条 開票の日時は投票終了後とし、時刻は委員長が之を第5条第2項及び第6条第2項の告示後に之を告示するものとする。  
2 前項の期日において天災その他避けることの出来ない事故によって開票を行うことができないときは、更に開票の期日を告示しなければならない。  
3 第2項の告示は、開票前少なくとも3日前までに之をしなければならない。

(無効)

- 第32条 第22条の規約によらない投票及び次に掲げるものは之を無効とする。  
(1) 所定の投票用紙を用いないもの。  
(2) 候補者の氏名の他、他事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したもの、若しくはローマ字で候補者の氏名を記載したものはこの限りでない。  
(3) 候補者でない者の氏名を記載したもの。  
(4) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの。  
(5) 候補者の氏名を自書しないもの。  
(6) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

(開票立会人)

- 第33条 投票立会人は、そのまま開票立会人となる。第23条、第24条の規定は開票立会人に準用する。

(得票数の計算)

- 第34条 委員及び開票立会人は、立会の上、所定の時刻に投票箱を点検し、候補者の氏名毎に得票整数並に各候補者の得票総数を計算しなければならない。
- 2 得票の点検及び整数並に計算が終わったときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

## 第7節 当 選 者

(当選者)

- 第35条 有効投票の最多数を得た者から順次定員数の者を以て当選者とする。  
但し、有効投票の総数の百分の1以上の得票がなくてはならない。

(同点得票)

- 第36条 当選者を定めるに当って得票数が同じであるときは、委員会の委員長がくじ引きで之を定める。

(当選の辞退)

- 第37条 当選者で当選を辞退せんとするときは、当選の日から3日以内にその旨委員長に文書を以て届出なければならない。前項の期日までに届出ないときは、当選を承知したものとす。

(次点者)

- 第38条 第35条の当選の外に同条但書の得票を得たる者の中より、その得票の多い者から次点者を定める。

(無投票当選)

- 第39条 第15条、第16条の規定による届出のあった候補者が、その選挙における1号議員の定数を超えないときは、投票は行わない。
- 2 前項の規定により投票を行わないことになったときは、委員長は直ちにその旨を告示し併せて委員会を開き、候補者全員を当選者とする。

(当選者決定の通知・告示)

- 第40条 当選者が定まったときは、委員長は直ちに当選者に当選の旨を通知する。
- 2 委員長は、前項当選者の住所、氏名、又は名称、所在地を告示する。

(繰上当選)

- 第41条 第37条の届出があった場合、又は選挙の日より6ヶ月以内に議員の辞退又はその他の事由により議員が欠けたるときは、第38条の次点者から之を繰上当選を行うことができる。

(当選の無効)

第42条 当選者が選挙に関して本規約に違反したときは、委員会の議を経てその当選を無効とする。

(再選挙)

第43条 実施した選挙が次に掲げる事項の一に該当するときは、選挙の期日から30日以内に再選挙を行う。但し、当選者が議員の定数の5分の4を超えるとときは再選挙を行わない。

- (1) 当選者がいないとき、又は当選者が1号議員の定数に達しないとき。
  - (2) 当選者が当選を辞退したとき、又は当選者が選挙期日後において被選挙権を有しなくなったとき。
  - (3) 第42条の規定により、当選が無効となったとき。
- 2 第5条第2項は再選挙について準用する。

## 第8節 選挙記録

(選挙記録)

第44条 委員長は選挙記録を作成し、選挙に関する要領及び次第を記載し、委員と共に署名し之を保管し、任期満了後は本商工会議所事務局長が引き継ぎ保管し、次の選挙まで保持しなければならない。

## 第3章 2号議員の選任

(選任の時期)

第45条 2号議員の選任は、1号議員の選挙期日の14日前までに各部会において行う。

- 2 2号議員の選任は、部会名簿の確定日の現在において会費を納入し、且つ当該部会名簿に登録された部会において之を行う。

(部会名簿の確定)

第46条 前条の部会名簿の確定は、1号議員の選挙期日の30日前に行う。

(選任に関する部会員の決定)

第47条 2以上の部会に所属している会員は、あらかじめ本人の希望によって決定した一つの部会においてのみ当該議員に選任され、又は選任することができる。

- 2 決定した部会については、会頭に届出なければならない。

(部会の議員割当)

第48条 部会に対する2号議員の割当は、別表の通りとする。

(議員の選任)

- 第49条 部会長は部会を招集し、部会員より2号議員を選任する。
- 2 議員選任の部会は、部会員の3分の1以上が出席しなければ決議を行うことが出来ない。但し、部会員は代理人を以て決議に加わることができる。この場合は、別に定める代理権を証する書面を部会長へ提出しなければならない。
  - 3 部会が2号議員を選任したときは、部会長は直ちに部会の議事録を添えて文書で会頭に届出なければならない。
  - 4 会頭は2号議員に選任された者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。
  - 5 2号議員に選任された者は、前項の通知を受けた日から3日以内に文書で就任を承諾する旨を会頭に届出なければならない。
  - 6 2号議員の就任を承諾した者は、承諾の日から10日以内に議員負担金として5万円を本商工会議所に納入しなければならない。

(議員就任の辞退及びその補欠選任)

- 第50条 2号議員に選任された者は、3日以内に文書で会頭に届出て、就任を辞退することができる。
- 2 前項の規定により2号議員に選任された者が就任を辞退したときは、会頭は直ちにその旨を部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は前項の通知を受けたときは、直ちに部会を招集して2号議員を選任しなければならない。この場合、2号議員の補欠選任については第49条(議員の選任)の規定を準用する。

(議員決定の場合の告示)

- 第51条 2号議員が決定したときは、会頭は直ちに2号議員の住所、氏名、又は2号議員が法人その他の団体の会員の権利を行使する者である場合は、その所在地、名称、職名、氏名を告示する。

(議員選任の経過録の作成・保存)

- 第52条 会頭は2号議員選任に関する経過録を作成し、その他の関係書類とともに議員の任期間、本商工会議所において保存する。

## 第 4 章 3号議員の選任

(選任の時期)

- 第53条 3号議員の選任は、2号議員の選任の7日前までに行う。

(3号議員の選任)

- 第54条 3号議員は定款第34条第2項第3号に基づき、選任当日現在の1号議員、2号議員より選ばれた銓衡委員が会員のうちから選任する。
- 2 銓衡委員は3号議員を選任したときは、直ちに会頭及び1号議員、2号議員協議会に報告する。

- 3 会頭は3号議員に選任された者に、直ちにその旨を通知しなければならない。
- 4 3号議員に選任された者は、その通知を受けた日から3日以内に別に定める文書で就任を承諾する旨を会頭に届出なければならない。
- 5 3号議員の就任を承諾した者は、承諾の日から10日以内に議員負担金として10万円を本商工会議所に納入しなければならない。

(銓衡委員の選任)

- 第55条 銓衡委員は7名（1号議員から4名、2号議員から3名）とし、1号議員、2号議員協議会で選任する。
- 2 会頭は銓衡委員の候補者を1号議員、2号議員協議会に推薦することができる。
  - 3 1号議員、2号議員協議会の運営は、議員総会に準じて行う。

(議員就任の辞退及びその補欠選任)

- 第56条 3号議員に選任された者は、第54条第4項の期間内に別に定める文書で会頭に届出て就任を辞退することができる。
- 2 前項の規定により3号議員に選任された者が就任を辞退したときは、銓衡委員は改めて3号議員を選出しなければならない。

(準用規定)

- 第57条 第51条の規定は、3号議員の確定について準用する。

## 第 5 章 そ の 他

(役員、議員就任者の義務)

- 第58条 議員はその任期期間会費6口以上、常議員10口以上、監事20口以上、副会頭30口以上、会頭50口以上を負担しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

本規約は、昭和60年6月5日から施行する。

(規程の廃止)

延岡商工会議所議員選挙規程は、本規約施行と同時に廃止する。

## 部会に属する業種分類表 及び 2号議員選任割当

### 【卸商業部会】 2名

繊維製品、衣服、身のまわり品、農畜産物、水産物、食料、飲食、医薬品、化粧品、化学製品、鉱物、金属材料、機械器具、家具、建具、什器、その他の卸売店、問屋、及び貿易業

### 【小売商業部会】 4名

#### 川北分科会 1名

祇園町・祇園中通り・恵比須・幸町・山下通新天街商店街及び五ヶ瀬川以北・延岡駅以南の地区を含む。延岡駅前商店街・萩町・三軒家・レーヨン通り商店街・桜園町・中の瀬町・檜山町・大武町ほか東海地区一円。

#### 川中分科会 1名

川中東商店街（船倉町・須崎町・新町）及び中央通商店街・南町・北町・本町・本小路・大貫町等中央通り以西の地区を含む。

#### 川南分科会 2名

安賀多町・春日町・大瀬町・中島町及び安賀多町5丁目を南限として同地点を東西に結ぶ地区。愛宕町・伊達町・構口町・平原町・緑ヶ丘・旭ヶ丘・一ヶ岡並びに土々呂地区を含む。

### 【化学繊維工業部会】 1名

化学肥料、無機工業製品、有機工業製品、化学、合成繊維の製造業及び編製加工業その他の化学工業

### 【金属機械工業部会】 1名

金属製品製造、機械製造、加工、又は修理業

### 【木材工業部会】 1名

木材及び木製品製造販売、竹材加工、製函、和傘、和紙製造販売業、家具、建具、什器の製造、販売業

### 【食品工業部会】 1名

各種飲食料品の製造加工業（肉製品、乳製品、水産食料品、野菜缶詰、菓子、農産保存食料品、精穀、製粉、パン、酒造業、清涼飲料製造業）

### 【印刷情報産業部会】 1名

新聞業、出版業、印刷業、広告宣伝業、その他の情報産業

### 【建設業部会】 4名

総合工事業（土木建築工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業）

職別工事業（大工、左官、板金、舗装その他）

設備工事業（管工事、さく井工事、電気工事業）

建築材料販売、海事工事、石材、砂利採取、製瓶、井戸ポンプ、製畳

- 【 電力燃料部会 】 1名  
電気業、ガス業、水道業、燃料（石油、石炭、木炭、薪等）の小売業
- 【 運輸交通部会 】 1名  
道路（旅客・貨物）運送業、水運業、倉庫業、自動車販売業、自動車整備業、航空運輸業、運輸に附帯するサービス業
- 【 金融保険部会 】 1名  
普通銀行、信用金庫、質屋業、その他の金融業、証券業、保険業
- 【 不動産部会 】 1名  
不動産の売買、交換、賃貸、管理、又は不動産の売買、賃貸、交換の代理もしくは仲介を行う事業所
- 【 観光部会 】 2名  
旅館業及び料飲店、喫茶店、及び風俗営業
- 【 環境衛生部会 】 1名  
理容、美容、浴場、クリーニング、写真館、映画及び娯楽に関する事業、清掃業
- 【 庶部会 】 2名  
その他、他に分類されない産業